

労審発第1234号

令和2年11月20日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 鎌田



令和2年11月19日付け厚生労働省発職1119第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業安定法施行規則、激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則、雇用保険法施行規則、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則、港湾労働法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年11月20日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業安定法施行規則、激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則、雇用保険法施行規則、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則、港湾労働法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係）」について

令和2年11月19日付け厚生労働省発職1119第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。